

第6章 高齢者の快適で安全な生活の確保

高齢者が、できる限り住み慣れた地域や家庭で、快適で安全な生活を送れるようにするための施策を推進します。

第1節 高齢者の住みよいまちづくり

1 福祉のまちづくりの推進

【現状・課題】

- 高齢化が急速に進行する中で、高齢者や障害者等が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に主体的かつ自主的に参加し、生きがいを持って暮らせる地域社会を実現するためには、高齢者等の日常生活や社会生活における自由な活動を制限している様々な障壁を取り除き、高齢者や障害者等が自分の意思で自由に行動し、社会に参加することができる心豊かで住みよい福祉のまちづくりに、県、市町村、事業者及び県民が一体となって取り組むことが必要です。
- このため、引き続き「県福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー研修会の開催や広報誌「ありば」の発行など、思いやりの心の醸成等ソフト面のバリアフリー化と、建築物、道路、公園などの公共的施設や公共交通機関等を高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、ハード面のバリアフリー化を促進するとともに、高齢者等が社会参加しやすい環境づくりに努めます。

【施策の方向】

- 福祉のまちづくりの普及啓発、ボランティア活動の推進、福祉教育の充実及び学習機会の提供等により、ソフト面のバリアフリー化を促進します。
- 建築物、道路、公園などの公共的施設等を、高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、条例の整備基準等に適合した県有施設、市町村有施設、民間施設の整備に努めます。
- 高齢者や障害者等の移動の利便性や安全性の向上を図るため、公共交通機関のバリアフリー化の促進に努めます。
- 介護の必要な高齢者や障害者等の歩行の困難な方が公共的施設等を使用しやすくなるよう、県内共通の利用証を発行し、必要な方のための駐車スペースを確保する鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の普及啓発に努めます。

2 交通手段の確保

【現状・課題】

- 路線バスは、高齢者等のいわゆる交通弱者にとって必要不可欠な交通手段となっています。
- しかし、近年、運行事業者は、過疎化の進行やモータリゼーションの進展等による利用者の減少に加え、原油価格の高騰等により極めて厳しい経営状況に置かれています。また、維持・存続が危ぶまれる集落においては、買い物や通院などの日常生活を支える交通手段の確保などの課題を抱えています。

- 今後、地域住民のセーフティネットとしての交通手段の確保のため、地元市町村と連携して、地域住民による利用促進や運行系統の見直し等を進めつつ、国庫・県単独補助制度の活用により、真に必要なバス路線の維持を図る必要があります。
- さらに、コミュニティバスや利用者からの電話予約等に応じて運行するデマンド型交通などの新たな輸送形態の導入などにより、住民のニーズにきめ細かく応える持続可能な地域公共交通体系の構築にも積極的に取り組む必要があります。
- 障害等により、他人の介助によらずに移動が困難であり、公共交通機関を利用することが困難な方に対して、NPO法人等が道路運送法に規定する登録を受け、実費の範囲以内の単価で個別輸送を行う福祉有償運送は、平成26年4月1日現在で、14市9町1村で実施されています。
- 今後、NPO法人等の活動が広がり、市町村の区域を越える場合は、関連市町村で調整を行う等広域的に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- 国庫・県単独補助制度の活用により、地域住民の生活に必要なバス路線を確保するとともに、コミュニティバスやデマンド型交通などの新たな輸送形態の導入など、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた市町村の取組を促進します。
- 福祉有償運送については、すべての市町村に運営協議会が設置されるよう働きかけるとともに、広域的な取組が必要となった場合には、関係市町村において広域での運営協議会が設けられるよう、市町村の取組を促進します。

第2節 高齢者の安全な暮らしづくり

1 交通事故防止対策等の推進

【現状・課題】

ア 交通事故防止対策の推進

本県における高齢者の交通事故死者数は、平成15年から平成26年まで12年連続で全死者の過半数を占めており、今後も高齢化の進行に伴い、交通事故による高齢死者の増加が懸念されます。

高齢者の交通死亡事故の原因を見ると、夜光反射材非着用、横断歩道外での横断や車の直前・直後の横断等が多いことや、自動車運転中では前方不注意や安全不確認など基本的な交通ルールが守られていないことが多く、交通安全意識の低さや身体機能の低下等が要因と考えられます。

このため、高齢者の交通安全対策を推進するため、関係機関・団体と一体となり、次のような施策を実施しています。

- 「県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動」及び各季の交通安全運動において、「高齢者の交通事故防止」を運動の最重点に掲げ、県民の意識啓発を図っています。
- 高齢者の事故防止のための街頭キャンペーンを各地で実施し、県民に対し、高齢者に対する思いやり運転や夜光反射材着用の促進などを呼びかけています。

- 参加・体験型の交通安全教育を積極的に展開し、高齢者の交通安全意識の高揚に努めています。
- 高齢者交通事故情報紙「年輪」等を発行し、県下の高齢者に対し、交通事故情報の提供を行っています。
- 高齢運転者を対象に、運転適正診断車を活用して運転適正診断及び個別指導を実施するなど、高齢者に対する交通安全意識の高揚に努めています。

イ 農作業事故防止対策の推進

- 農業の機械化が進展する一方で、本県においては農業機械による農作業事故の発生が後を絶たない状況にあり、農作業中の死亡事故は、過去5年間の年間平均で14.8件発生しており、うち農業機械による事故が約88%（13件）を占めています。
- また、農業機械による農作業死亡事故の年齢構成（平成16年から平成25年）については、65歳以上の高齢者の割合が約75%と非常に高くなっています。

【図表6-2-1】年次別死亡事故の発生件数 (単位：件)

	H21	H22	H23	H24	H25 (未確定)	計 (H21~H25)	平均 (H21~H25)
農作業死亡事故(A)	19	7	19	18	11	74	14.8
農業機械事故(B)	19	5	15	15	11	65	13
(B)/(A)	100%	71%	79%	83%	100%	88%	88%

[県経営技術課調べ]

【図表6-2-2】農業機械による農作業死亡事故の年齢構成について (単位：件)

年	65歳未満		65歳以上70歳未満		70歳以上75歳未満		75歳以上80歳未満		80歳以上		合計	
	件数	うち トラクタ	件数	うち トラクタ	件数	うち トラクタ	件数	うち トラクタ	件数	うち トラクタ	件数	うち トラクタ
H16 ~H25	36	16	13	4	36	19	25	12	30	12	140	63
割合	25%	24%	8%	6%	25%	31%	17%	19%	25%	21%	100%	100%

[県経営技術課調べ]

【施策の方向】

ア 交通事故防止対策の推進

県交通安全計画等に基づき、以下の施策を積極的に推進します。

(ア) 交通安全運動の展開

「県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動」や各季の交通安全運動を積極的に展開し、高齢者の交通事故防止を図ります。

(イ) 交通安全ネットワークの構築

県老人クラブ連合会との連携を強化し、県や県警が行う交通安全関連行事に老人クラブ会員の積極的な参加を促します。また、在宅福祉アドバイザーや、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等との連携を密にした交通安全ネットワークを構築します。

(ウ) 「参加・体験型」交通安全教育の推進

高齢歩行者及び高齢運転者を対象とした「参加・体験型」の交通安全教室を実施し、参加者自身が身体機能の低下を自覚し、誤った道路横断の危険性や夜光反射材着用の効果等について認識を深めることで、高齢者の交通事故抑止を図ります。

(エ) 高齢者の保護誘導活動の強化

薄暮時及び夜間における交通事故を防止するための夜光反射材等の交通安全用品の普及促進活動，高齢者家庭を訪問しての個別指導の実施及び街頭における保護誘導活動，自治体や関係機関・団体と連携した，地域ぐるみによる高齢者の保護誘導活動を強化します。

(オ) 運転免許自主返納の促進

高齢運転者が関係する交通事故を防止するため，運転免許自主返納支援制度など高齢者が運転機能の低下などを理由に運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりを推進します。

(カ) 広報啓発活動の積極的な推進

新聞，テレビ，ラジオ等のマスメディアをはじめ，自治体や関係機関・団体の広報誌や機関誌，ホームページ等，各種広報媒体の積極的な活用による広報啓発活動を推進します。

(キ) 高齢者にやさしい交通環境の整備

日常生活の場における歩行者・自転車の安全確保のため新たに設定するエリア「ゾーン30」対策を推進するとともに，高齢者に分かりやすい大型・高輝度の標識や音響式歩行者誘導付加装置付信号の設置など，交通規制の実施及び交通安全施設の整備に努め，高齢者の安全な移動の円滑化を図ります。

イ 農作業事故防止対策の推進

農業機械による事故防止のため，自治体や関係機関・団体と一体となって，座談会，講習会，事故防止現地研修会等，あらゆる会合の場を利用して啓発活動を実施するとともに，マスメディアや広報誌，ホームページ等，各種広報媒体の積極的な活用による広報啓発活動を実施するなど，農業機械利用の安全対策を推進します。

2 消費者トラブルの未然防止

【現状・課題】

- 高齢者の消費者問題については，一人暮らしや判断力が低下した高齢者が，十分な判断ができないまま事業者と契約し，トラブルに巻き込まれるケース等が発生しています。
- このような消費者トラブルの未然防止のためには，高齢者本人が問題意識を高めるとともに，家族や周りの方々が日頃から高齢者の様子を気にかけるなど，地域の高齢者等関係機関・団体と高齢者を見守る方々の連携した取組が重要となっています。

【図表6-2-3】消費生活相談件数 (単位：件)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相 談 件 数	6,318	5,574	5,719
うち60歳以上の高齢者	1,975	2,007	2,019
構 成 比	31.3%	36.0%	35.3%

[県消費生活センター調べ]

【施策の方向】

- 暮らしの情報紙「マイライフかごしま」の発行やホームページ等で悪質商法などの消費者トラブルに関する情報を迅速かつ的確に提供するとともに，高齢者や高齢者を見守る方々を対象とした消費生活講座の開催など，市町村及び関係機関・団体と連携を図り，消費者啓発を促進します。

- 県消費生活センターと高齢者等関係機関・団体からなる「高齢消費者連絡協議会」において協議を行い、関係機関・団体が一体となった効果的な取組を促進します。
- 「鹿児島県消費生活情報ネットワーク」により、県消費生活センターから悪質事例やそれに対する注意点、助言等をメールで積極的に配信します。
- 市町村における地域包括支援センター等での消費生活関連を含めた各種相談への対応や、高齢者に接する機会の多い民生委員、ホームヘルパー等を対象とした消費生活講座の開催、啓発チラシを配布するなど地域での見守り活動を支援します。
- 判断能力が低下した認知症など的高齢者等には、市町村と連携を図りながら、成年後見制度や社会福祉協議会が行う福祉サービス利用支援事業の積極的な活用を促進します。

3 要援護高齢者対策の推進

【現状・課題】

一人暮らしの高齢者が、生きがいを持ち、安心して日常生活を過ごすためには、住民相互の支え合いの環境の中で、在宅での自立した生活を支援する保健・福祉サービスをはじめとする生活全般にわたる各種のサービスが必要です。このため、現在、次のような施策を推進していますが、今後も引き続き、これらの施策を推進していく必要があります。

- 一人暮らしの高齢者の急病や災害時等の緊急時に、迅速かつ適切に対応できる緊急通報システムの整備等や生活緊急時支援（ライフライン等を活用した安否確認システム）のあり方の検討等をはじめ、地域包括支援センターを中心とした関係行政機関や在宅福祉アドバイザーなどの地域住民が一体となった地域支援体制の整備を支援しています。
- さらに、認知症高齢者等の判断能力の不十分な方が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助を支援する福祉サービス利用支援事業を実施しています。
- 高齢者の在宅生活を支援するため、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計がなされた住宅の供給等を推進する公営住宅建設事業（シルバーハウジング・プロジェクト）、民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進や住宅のバリアフリー化を促進するための情報提供を実施します。（各論第2章第5節参照）

【施策の方向】

- 一人暮らしの高齢者の急病や災害時等の緊急時に、迅速かつ適切に対応できる緊急通報システムや緊急時支援（ライフライン等を活用した安否確認システム）のあり方の検討等をはじめ、関係行政機関や在宅福祉アドバイザーや地域住民による見守りグループなど、地域における支援体制づくりを支援します。
- 高齢者が生涯安心して暮らせる居住の確保に向け、県高齢者居住安定確保計画に基づき、高齢者の居住支援を促進します。（各論第2章第5節参照）

4 防犯対策の推進

【現状・課題】

- 高齢者の増加や地域社会における連帯感の希薄化の進展等に伴い、家庭や地域社会の自律的問題解決機能、犯罪抑制機能の低下が懸念されるとともに、犯罪の悪質巧妙化、広域化が進むなど、高齢者を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- このような中で、高齢者がうそ電話詐欺（特殊詐欺）や悪質商法等の犯罪被害者となる可能性が高く、高齢者を犯罪から守ることは、高齢者の安全な暮らしを確保する上で重要であり、「県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「防犯指針」（高齢者・障害者等の安全確保のための指針）等に基づき、犯罪の起きにくい環境づくりや広報・啓発活動を推進しています。
- 今後も、高齢者が被る犯罪被害の防止に向けた取組を一層推進する必要があります。

【図表6-2-4】悪質商法等相談電話（通称：生活経済相談電話）の相談件数

平成23年	平成24年	平成25年	(主な相談内容)
35件	52件	29件	

[県警生活環境課調べ]

・ 悪質商法関係
・ 架空請求

【施策の方向】

ア 広報・啓発活動の推進

「県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び具体的な防犯対策を定めた「防犯指針」（高齢者・障害者等の安全確保のための指針）等に基づき、高齢者の方々など県民の生命・身体・財産などに危害を及ぼす犯罪を防止するための広報・啓発活動を推進します。

イ 各種防犯運動の展開

全国地域安全運動をはじめ、年末年始地域安全運動など、県民の総力をあげて犯罪をなくす県民運動を積極的に展開し、高齢者の犯罪被害防止を図ります。

ウ 防犯ボランティア団体に対する活動等の支援

防犯ボランティア団体への犯罪発生状況等の情報提供や合同パトロールの実施など積極的な活動支援を行い、防犯団体の活動の質を高めることにより、高齢者への犯罪が起きにくい環境づくりを推進します。

エ 警察安全相談等の相談体制の強化

○ 悪質商法等相談電話の周知を徹底し、高齢者等が相談しやすい環境を整えた上で適切に対応し、犯罪被害の未然防止を図ります。

○ また、専門的な知識や経験を持つ非常勤相談員や警察OBの交番相談員の配置、24時間体制で専用の警察相談電話を設置するなど、引き続き相談体制の強化を図ります。

オ 地域警察官による高齢者宅の訪問など保護活動の推進

1人暮らしの高齢者や保護を必要とする高齢者等に対しては、交番・駐在所等の地域警察官が、巡回連絡や街頭パトロール、各種事案の取扱いを通じて、相談・要望等を把握し、声かけなどにより事件・事故を未然に防止するとともに、必要に応じて家族や関係機関等と連携した保護活動を行います。

5 防災対策の推進及び災害時における高齢者等の要配慮者に対する安全の確保

【現状・課題】

ア 住宅用火災警報器の設置による対策

- 消防庁統計調査系システム火災報告によると、住宅火災による死者の8割は高齢者で、その死に至った原因（「不明」，「調査中」を除く。）の約8割は、逃げ遅れが占めています。（平成25年中）
- 火災の早期発見，早期避難に極めて有効である住宅用火災警報器については、平成23年6月から全ての住宅において設置が義務付けられましたが、住宅用火災警報器設置状況調査によると、本県における条例設置率（推計）は80.2%と全国平均（66.9%）を上回っているものの、未だに約2割が未設置の状況です。（平成26年6月現在）そのため、住宅用火災警報器の一層の普及啓発に努める必要があります。

イ 災害時における高齢者等の要配慮者*1に対する安全の確保

- 近年の災害においては、高齢社会を迎えて、一人暮らしや寝たきり、病弱な高齢者等の災害時には自力では迅速な避難行動ができない避難行動要支援者*2の避難誘導體制の整備や、高齢者等に配慮した避難所運営のあり方が課題とされています。
- 特に、本県においては、全国平均を上回る早さで高齢化が進み、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が高いことなどから、災害時の安全確保について、防災関係機関と地域の自主防災組織、福祉関係者との連携によって対策を講じることが求められています。

【図表6-2-5】本県の自主防災組織率の推移及び目標 （単位：％）

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度末（目標値）
66.9	70.0	73.3	80.4	84.3	86.2	100.0

[危機管理防災課調べ]

- 高齢者等の要配慮者が地域で安心して日常生活を継続していくためには、世代を超えて地域住民が共に見守り、支え合う地域づくりを推進する必要があります。
平成25年度高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査によると、在宅要介護者の14.1%が生活支援の困り事として「災害時の避難の際の援助」を挙げており、家庭や地域等のコミュニティでの人々の絆やつながりにおいて「安心して暮らせる地域社会」に資するような仕組み（地域包括ケアシステム）を目指していくことが重要です。
また、災害時においては、生活環境の変化により二次的な健康被害も予想されることから、避難所等で生活される方に対して十分に配慮する必要があります。

ウ 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

県内には、約1万6千か所もの土砂災害危険箇所が存在し、台風や梅雨の豪雨等により毎年のように土砂災害が発生しています。

このような土砂災害危険箇所等に位置する自力避難が困難な高齢者等が利用している要配慮者利用施設は、県が市町村と連携して実施した調査（平成26年3月末現在）によると、県全体で720施設存在します。

このような要配慮者利用施設については、重点的に砂防施設の整備を推進する必要があるとともに、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報などの伝達方法などを定める必要があります。

*1 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

*2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

【施策の方向】

- ア 火災予防思想の普及啓発・住宅用火災警報器の早期設置促進
市町村や消防本部とも連携しながら、各種広報媒体や様々な機会を捉えて火災予防思想の普及啓発を図るとともに、住宅用火災警報器の早期設置促進を図り、高齢者について住宅火災の発生や死者の発生を防止します。
- イ 災害時における高齢者等の要配慮者に対する安全の確保
平成25年度に策定した「市町村要配慮者の避難支援モデルプラン」に基づき、市町村における地域の実情に応じた避難支援体制の整備を促進します。
- (ア) 市町村における「要配慮者の避難支援プラン」の作成促進
市町村における、要配慮者の把握・確認、情報を管理・共有する仕組みの構築、防災・福祉関係機関・団体等との連携体制の確立、災害発生時における災害情報の伝達体制の確立、災害発生時における避難誘導體制の確立、避難所等における支援体制の確立についての取組を内容とする「要配慮者の避難支援プラン」の作成を促進します。
- (イ) 自主防災組織の育成
高齢者等を含む要配慮者の把握や災害情報の伝達等を行う自主防災組織の結成促進及び活性化を図るため、防災に関する実践的知識と技術を有し、地域における組織結成や防災活動等の指導的役割を担う「地域防災推進員」を養成するとともに、県防災研修センターでの研修・訓練や県地域防災アドバイザーを活用した防災出前講座を実施し、県民に対し、自主防災組織結成や日常的な活動の重要性について広く周知を図ります。
- (ウ) 市町村における避難所管理運営体制整備の促進
県の「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」及び「避難所管理運営マニュアルモデル」を参考として、市町村において要配慮者の対応、支援等を定めた「避難所管理運営マニュアル」の策定を要請し、避難所管理運営体制の整備を図ります。
- (エ) 市町村における在宅要配慮者の避難支援体制整備の促進
市町村に対し、避難行動要支援者名簿等の整備や防災担当部局との情報の共有化を促進するとともに、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活ができる「福祉避難所」の指定・確保など、避難誘導體制の確立に努めるよう助言していきます。
- (オ) 災害時における救援活動などのボランティア活動の促進
ボランティアセンターの活動を支援し、災害時における救援活動などのボランティア活動を促進します。(各論第7章第1節2参照)
- (カ) 災害時緊急医薬品等の備蓄及び安定的な供給体制の維持
大規模災害発生時における初動期（2日間）医療救護のために、県内6か所の病院に医薬品等を備蓄し、医薬品等の安定的な供給体制を維持します。
- a 緊急医薬品等の備蓄
- (a) 備蓄場所
鹿児島市立病院、済生会川内病院、県民健康プラザ鹿屋医療センター、県立大島病院、県立薩南病院、県立北薩病院
- (b) 備蓄品目及び備蓄量
医薬品等233品目、合計9セット（9,000人分）
- b 毒物劇物中毒の解毒剤の備蓄
- (a) 備蓄場所

緊急医薬品等の備蓄してある県内6か所の病院

- (b) 備蓄品目
パム注（有機リン剤中毒解毒剤）等4品目

c 業務

- (a) 備蓄医薬品等の更新及び定期的な品質管理
- (b) 県医薬品卸業協会及び県医療機器協会と定期的連絡体制の確認

(キ) 地域で支え合うネットワークの活用

地域見守りネットワーク等を核として、地域住民による平常時からの見守り・支え合い体制の充実を図るとともに、要配慮者に対し、声かけや安否確認、福祉サービスのニーズ把握等を行う在宅福祉アドバイザーを中心とした地域住民による見守りグループの組織化の促進と活動の充実を図ります。（各論第2章第3節1参照）

(ク) 生活機能低下の予防

避難所等において、生活不活発病等による生活機能低下を予防するため、必要な支援に努めます。

ウ 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

(ア) 要配慮者利用施設を保全する砂防事業の推進

自力避難が困難なため土砂災害の犠牲になりやすい高齢者等が利用する要配慮者利用施設を保全する砂防えん堤等の土砂災害防止施設の整備を重点的に推進します。

(イ) 土砂災害警戒区域等の指定による市町村の警戒避難体制の整備促進

自力避難が困難なため土砂災害の犠牲になりやすい高齢者等が利用する要配慮者利用施設を含む土砂災害警戒区域等の指定を推進し、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう市町村の警戒避難体制の整備の促進を図ります。